社会福祉法人和田母子福祉会役員等及び評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和田母子福祉会(以下「当法人」という) 定款第21条 の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」の実費について 定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等及び評議員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等及び評議員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。 < ただし、施設長等の施設職員が役員等及び評議員の場合は支給しない。非常勤職員が役員等及び評議員で勤務時間外に下記の法人業務を行う場合は、費用を弁償する。…

「職員給与規程」による通勤手当や旅費支弁との重複がないよう、留意する。>

- 2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額 を別途支払うことができる。
- (1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償 市内…3,000円 その他…5,000円
- (2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償 市内…3,000円 その他…5,000円

(改廃)

弟4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規程は、平成30年4月1日から施行し、同時に旧規定は廃止する。